

特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売運営規程

ペアレント・ホームケア親おmoi

(事業の目的)

- 第1条 有限会社ペアレント・ホームケア親おmoiが、開設する特定福祉用具販売事業所(以下「事業所」という)が行う特定福祉用具販売の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員研修の修了者(以下「福祉用具専門相談員」という。)が要介護状態又は、要支援状態にある高齢者に対し、適正な特定福祉用具販売を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 1. 事業所の福祉用具専門相談員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、福祉用具の選定、機能、安全性使用方法などその他全般にわたり助言援助を行う。
2. 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。
1. 名称 ペアレント・ホームケア親おmoi
2. 所在地 千葉県船橋市薬円台6-11-11

(従業者の職種、員数、職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

常勤	管理者	1名	
常勤	専門相談員		福祉用具専門相談員研修修了者 1名
常勤	専門相談員		福祉用具専門相談員研修修了者 1名

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

営業日： 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
営業時間： 午前9:00から午後6:00までとする。
電話などにより24時間常時連絡が可能な体制とする。

(特定福祉用具販売の提供方法)

- 第6条 福祉用具選定の援助
利用者の心身の状況、希望、置かれている環境を踏まえて、福祉用具が適正に選定され、使用するよう、専門的知識に基づき相談に応じる。目録、パンフレットなどの文書を示し、福祉用具の機能、使用方法、料金等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具販売に係る同意をえる。
納品及び使用方法の指導
利用者に販売する、福祉用具の機能、安全性、衛生状態に関し、点検を行い、身体の状態に応じた調整を行い、使用方法、使用上の留意点、故障時の対応を記載した文書を交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に該当、福祉用具を使用していただきながら、使用方法の指導を行う。

(取り扱う種類)

第7条 指定特定福祉用具販売等において、取り扱う種目は次のとおりとする。

1. 腰掛便座
2. 自動排泄処理装置の交換可能部分
3. 入浴補助用具
4. スロープ
5. 移動用リフトのつり具の部分
6. 歩行器
7. 歩行補助杖

(利用料等)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、別に定める料金表に記載されている額とし、法定代理受領の1割または2割の額とする。

通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費はその実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートル100円を徴収する。

搬入に特別な措置が必要な場合の費用はその実費を徴収する。

費用の支払を受ける場合には、利用者又その家族に対して事前に文書で説明した上で支払に同意する旨の文書に署名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、次の通りとする。

船橋市・市川市・習志野市・鎌ヶ谷市・八千代市・千葉市花見川区

(緊急時等における対応方法)

第10条 福祉用具専門相談員は、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第11条 当事業所においては、福祉用具専門相談員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1. 採用時研修 採用後2ヶ月以内
2. 継続研修 年4回

従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情・ハラスメント処理)

第12条 事業所は自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情やハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

事業所は提供したサービスに関し介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書の物件の提出若しくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問の紹介に応じ市町村の調査に協力するとともに市町村から指導又は助言を受けた場合は助言に従って必要な改善を行うものとする。

事業所は利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導助言を受けた場合は、当該指導助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次にあげる通り必要な措置を講じます。

- 1 虐待防止に関する担当者を選定してます。
- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- 3 虐待防止のための指針を整備しています。
- 4 従業者に対して、虐待を防止するための定期的に研修を実施してます。
- 5 サービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。

(個人情報の保護)

第12条 利用者またはその家族の個人情報について個人情報の保護に関する法律、及び厚生労働省が作成した医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンスを遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
事業者が得た利用者やその家族の個人情報については、事業所の介護サービス以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者または家族に同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 専門相談員の資質向上を図るため、虐待防止・権利擁護・認知症ケア、介護予防の事項に関して、研修期間が実施する研修や当該事業所内の研修へ参加の機会を計画的に確保し、業務内容を整備する。

従業者は正当な理由なくその業務上知りえた利用者の秘密を漏らしてはならない。
従業者であったものが正当な理由なくその業務上知りえた利用者の秘密を漏らすことのないようこれからの秘密を保持すべき旨に従業者の契約の内容とする。

事業所は利用者に対する指定特定福祉用具販売に関する記録を整備しその完結の日から最低5年間は保存するものとする。

(事業継続計画)

第13条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でもその事業が継続できるよう、業務継続計画を策定するとともにその計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第14条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議においてその対策を協議し、対応指針策を作成し掲示を行う。研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上を務める。

この規定は、平成18年4月1日から施行する。
平成22年4月1日一部改正
平成28年3月1日一部改正
平成29年7月1日一部改正
令和7年 4月1日 一部改正